

徳島県林業労働安全衛生推進大綱(概要版)

令和5年度～令和9年度

(1)徳島県における林業労働対策防止目標

★死亡災害 ゼロとする

★災害発生件数

★アウトカム指標

令和9年までに令和4年(29件)と比較して10%以上減少させる
→26件以下(令和9年)

令和5年から令和9年までの5年間の労働災害の総発生件数を、
前期5年間の105件から10%以上減少させ、94件以下とする

(2)林業労働災害防止対策の具体的事項

★アウトプット指標

「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に
基づく措置を実施する林業の事業場の割合を、
令和5年8月時点の65%から令和9年までに75%以上とする。

- ①事前調査の実施と作業計画の作成
 - ②リスクアセスメント等の実施
 - ③作業指揮者の配置
 - ④ガイドラインに定めるかかり木処理における禁止事項の遵守の徹底
 - ⑤ガイドラインに定めるチェーンソーの取扱い方法、伐木等作業の徹底
- ①～⑤のうち2つ以上を実施
(原則は全て実施)

(3)業種別の労働災害防止対策の推進(林業)

- ①リスクアセスメントの普及促進
- ②かかり木の処理作業における安全作業の徹底
- ③高性能林業機械等の安全作業の周知徹底
- ④伐木造材及び機械集材等における安全な作業方法の徹底
- ⑤刈払機による安全作業の徹底
- ⑥労働災害発生時における緊急連絡体制の整備の促進
- ⑦安全管理者等の安全衛生担当者の能力向上教育の実施
- ⑧低振動工具の使用、作業管理及び健康管理の徹底
- ⑨防護網の使用等によるハチ刺され災害防止対策の徹底

重点的に取り組む事項

(4)労働安全衛生法に基づく作業主任者等の養成

(5)振動障害防止対策

(6)ダニ刺咬予防対策

(7)熱中症予防対策

(8)心身の健康の保持増進対策の推進

